

(1) 現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、地域の子育て機能の低下、インターネットや携帯電話・スマートフォンの急速な普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。いじめや児童虐待、不登校や家庭への引きこもりといった、子どもの人権に関する問題は依然として厳しい状況にあります。

また、出会い系サイトを通じた児童買春等子どもの犯罪被害、氾濫する違法・有害情報に起因した青少年の犯罪被害、インターネットを介した誹謗中傷によるいじめ、個人情報の流出など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。こうした背景から、2009年（平成21年）4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。

「人権に関する県民意識調査」の結果においても、「子どもの人権問題」への関心は最も高くなっており、多くの方は、「いじめ」や「家庭での虐待」などに問題があるとしています。

このような中、これまであらゆる児童相談について児童相談所が対応することとされてきましたが、2004年（平成16年）に「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」が改正されたことにより、2005年（平成17年）4月1日から市町村が家庭児童相談に応じることが法律で明確化されました。そして2006年度（平成18年度）までに県内全市町村において「要保護児童対策地域協議会」が設置され、各市町村における児童虐待相談への対応を行っています。

また、2008年（平成20年）に、児童福祉施設に入所している児童等に対する養育者（施設職員等）による加害行為から児童を守るため、児童福祉法において、「被措置児童等虐待の防止等」について規定されました。

このような状況の中、2011年度（平成23年度）中に県内の子ども相談センターが対応した児童虐待の相談件数は741件で過去最高となりましたが、増加の要因としては、地域や学校、関係機関の関心や理解が進み、発見や通告がしやすい環境が整ったことや、各圏域や各市町村に設置された関係協議会等を通じて連絡、情報共有が円滑に行われるようになったことが挙げられます。

今後は、県内の児童虐待相談対応件数が増加する中で、子ども相談センターに児童福祉司及び児童心理司を適正に配置し、その資質の向上を図るなど、多様化・複雑化する児童相談に十分な対応ができるよう体制を充実する必要があります。

全国的には児童が虐待死するなど重篤な事件が後を絶たない中、社会全体でこの問題に対して取り組む意識が必要であり、地域全体で子どもや保護者を見守り、支え、虐待が疑われる場合には関係機関に通報することが求められています。

県では、2007年（平成19年）3月に施行した「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」や「岐阜県少子化対策基本計画」、2011年（平成23年）に策定した「第2次岐阜県青少年健全育成計画」等に基づき、市町村、関係団体等と連携しながら、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを積極的に推進しています。

今後はさらに、家庭、地域社会、学校、行政等がそれぞれの役割を認識し、互いに連携を

しながら、県民一人ひとりの人権を尊重することができる、豊かな心を持った子どもの育成や、子どもの人権が十分に保障される安全・安心で健全な社会環境づくりを推進していく必要があります。

(2) 施策の方向

子どもの人権の尊重及び福祉の増進を目的に、子どもの視点に立って、県民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず地域社会、学校、家庭、企業などが連携を図りながら施策を推進します。

1) 子どもの人権を尊重する啓発活動

県民一人ひとりに子どもの人権尊重の理念の普及や理解の促進を図るため、児童福祉週間を中心にあらゆる機会を通じて、関係機関や団体の協力を得ながら児童の権利に関する条約^{*}、宣言等の趣旨を周知徹底するなど、子どもの人権尊重を目指した啓発活動を推進します。

2) 乳幼児期における子どもの人権尊重

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であり、保育所においては、人権を大切にすることを育てるという観点から、「保育所保育指針」を基本として、子どもの心身の発達、家庭や地域に応じた適切な保育を実施します。

また、人権を大切にすることを育てる保育を一層推進するため、保育所職員に対する研修を充実します。

3) 児童虐待予防と早期発見、早期対応の推進

2004年（平成16年）に「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」が改正され、2005年（平成17年）4月1日から市町村が家庭児童相談に応じることが法律で明確化されました。

そのため、県内の全市町村において「要保護児童対策地域協議会」が設置され、要保護児童についての相談を、より身近な市町村で行える体制が整いました。この相談体制が円滑に機能できるよう、個別ケースへの対応方法や関係機関との連携のあり方等について、積極的に支援します。

また、子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤルにより通報や相談を的確に受け付けるとともに、子ども相談センターに児童福祉司を適正に配置するなど、年々多様化・複雑化する児童相談に十分な対応ができるよう体制を充実します。

4) 児童虐待等の被害者（児）への支援

子どもに虐待を加えた保護者及び子どもに対して、家族の再統合を目指すプログラムを実施することにより、子どもが健全に育つことのできる生活環境を確保します。

また、児童養護施設入所児童に対しては、夏休みの一定期間及び週末や学校等の休業期間を利用して、温かい家庭生活が体験できる一般家庭での里親体験事業を行います。

さらに、「身元保証人確保対策事業」等により、施設等退所者が社会的に自立した生活を営むことができるよう引き続き支援します。

5) たくましく生きる子どもをはぐくむ環境づくりの推進

豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもをはぐくむには、家庭、地域社会、学校、行政等、子どもにかかわる様々な主体が互いに連携しながら、良好な社会環境づくりを進めていく必要があります。

「岐阜県青少年健全育成条例」では、大人による青少年の健全な育成を阻害する行為に係る規制等について定めていますが、規制対象店舗等への立入調査や、違反者に対する取締りにより条例遵守の徹底を図ります。

さらに、青少年の非行・被害防止全国強調月間（毎年7月）や、子ども・若者育成支援強調月間（毎年11月）を通じ、青少年が健全に育つことのできる社会環境づくりへ向けた啓発活動を積極的に展開するとともに、関係業界に対する働きかけを行うなど、青少年の健全育成に対する気運の醸成を図ります。

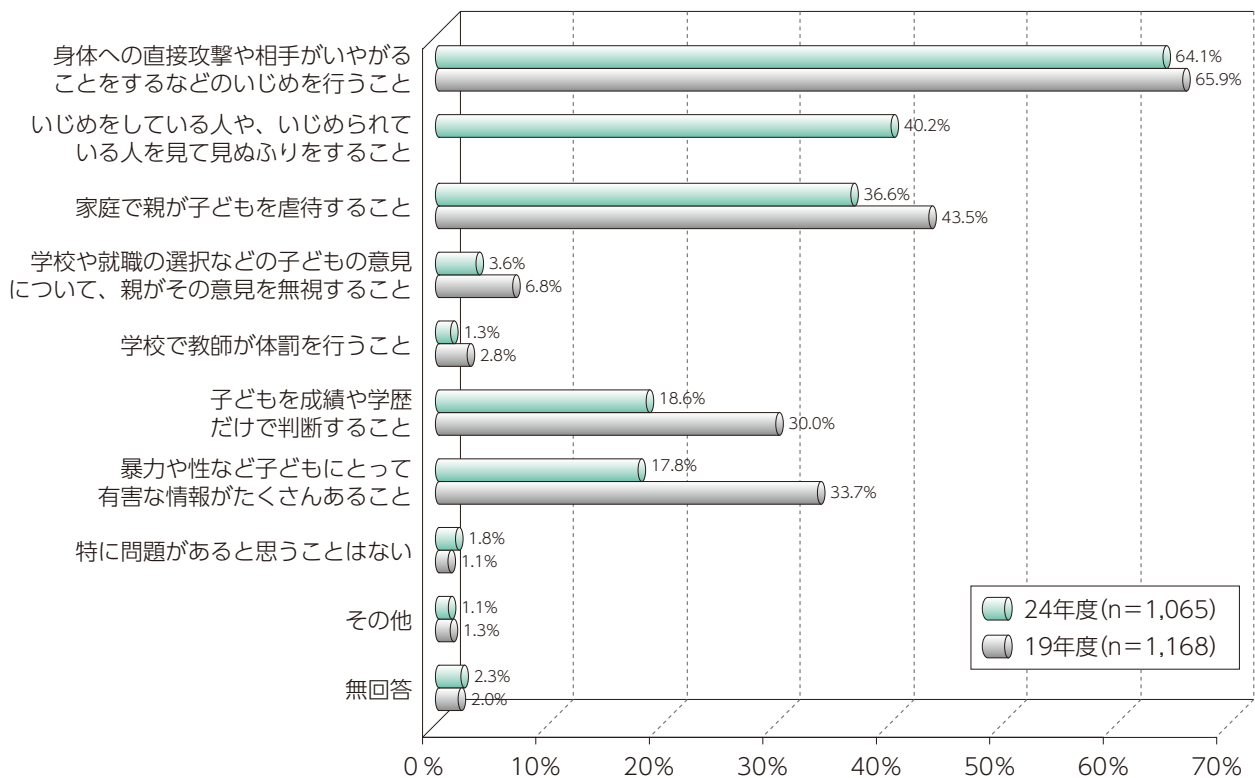
また、県が設置している青少年相談機関「青少年SOSセンター^{*}」では、365日、24時間体制で青少年やその保護者からの悩みごと相談を受け付けていますが、相談員の資質向上、市町村や関係機関との連携強化に努め、相談機能のさらなる充実を図ります。

学校においては、全教職員が協力した体制で、いじめ、暴力行為等の諸問題の早期発見、早期対応に努めるとともに、児童生徒に対する深い理解に立って、一人ひとりの児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができる学校、学級づくりの推進を図ります。さらに、「子どもを地域で守り育てる県民運動」など、学校・家庭・地域の連携により思いやりのある人間関係づくりに努めます。

また、子どもや保護者を対象に、インターネットや携帯電話の危険性や、適切な利用方法等について学ぶことができるよう、情報モラル教育の推進に努めます。

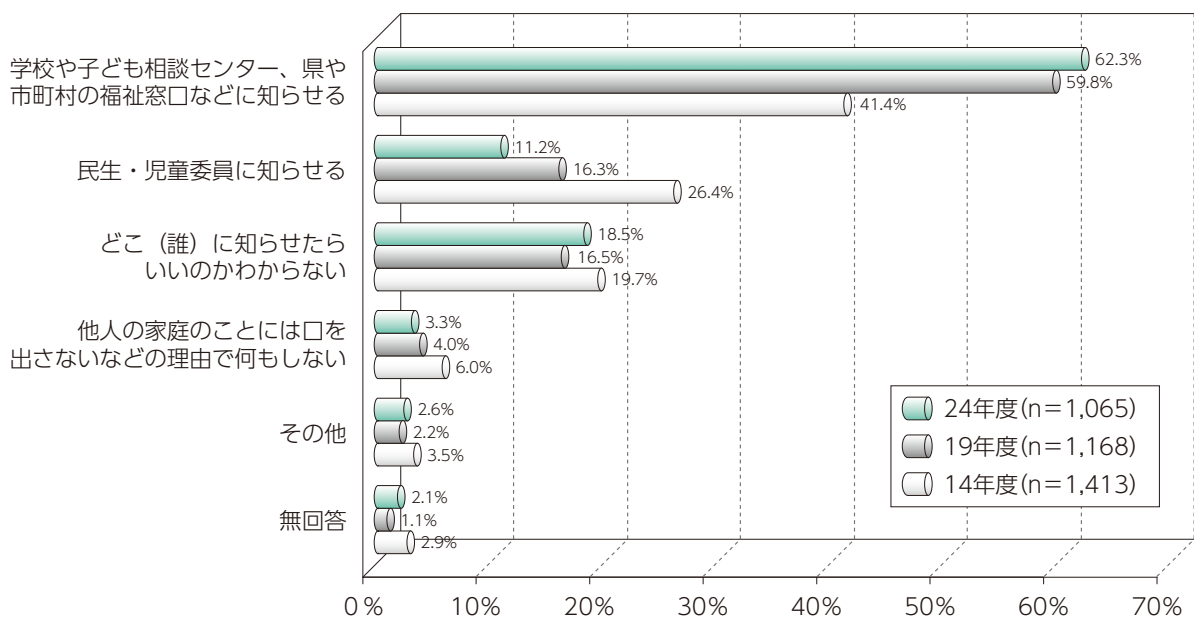
■ 子どもの人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 子どもの人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から2つまで選んで○をつけてください。



■ 児童虐待を発見したときの対応

Q あなたが児童虐待を発見したらどうされますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 子どもの人権を尊重するために必要なこと

Q 子どもの人権を尊重するためには、どのようなことが必要だと思いますか。
次の中から2つまで選んで○をつけてください。

